

福岡県社会福祉審議会資料

【審議事項】

【審議事項－４】

平成21年度社会福祉施設等の整備方針について〔生活保護関連分〕

期日 平成20年5月19日（月）
場所 福岡県吉塚合同庁舎特6会議室

福岡県福祉労働部保護・援護課

平成21年度保護施設（救護施設）の整備方針について

1 基本的な考え方

本県の救護施設の整備については、被保護者に対する適正な保護を確保することを基本として、県内の需要を考慮の上、整備を図ってきたところである。

平成21年度の整備方針については、生活保護制度の運営に関する国の基本的な考え方（参考：国の保護施設の整備方針）に則り、本県の現状に基づき、施設の必要性等を勘案して施設整備を行うこととする。

2 救護施設の整備について

(1) 施設の整備について

救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設

ア 本県の救護施設の現状

本県の救護施設は、3施設、入所定員160名（政令市を除く。）であるが、いずれの施設も在所人員が定員を上回るか、又はそれに近い状態が続いており、入所余力はない状況である。

イ 今後の需要と必要性

様々な理由により在宅での生活を継続することが困難となった者の受入施設として、及び路上生活者等の緊急一時的な受入施設としての機能を維持すると同時に、以下の状況を踏まえ、救護施設の整備が必要である。

- ① 入院治療の必要はないが、退院後の受入先がないため入院を継続しているいわゆる社会的入院患者の解消という観点から救護施設の整備が期待されていること。

- ② 平成16年3月に策定された「福岡県ホームレス自立支援実施計画」において、ホームレスの自立支援策として救護施設の増床を検討することとされており、ホームレス等の緊急一時的な保護施設としての役割とともに居宅生活への移行を支援する施設としての役割が期待されていること。
- ③ 入院から救護施設への入所が図られる場合において、生活保護費の負担額の減少が期待されるなど、生活保護制度の適正な運用といった観点からも必要性が認められること。

(参考)

国の保護施設の整備方針

被保護者のうちいわゆる社会的入院患者は全国で34,000人と推計され、これらの社会的入院患者の受入先を確保するため、他の社会復帰施策等と連携を図りながら、保護施設の定員要件の緩和やサテライト型救護施設の設置等の保護施設整備促進対策を行うことにより、概ね5カ年間を目標として、3,000人分の整備を行うこととされた。

平成16年度からの具体的な措置の内容は、以下のとおりである。

(1) 定員要件の緩和

保護施設の整備定員が50人から30人に緩和された。

(2) サテライト型救護施設の設置

既存の救護施設（中心施設）の周辺への定員10名程度（概ね5人以上から20人以下）の小規模な施設（サテライト型施設）の設置ができることとなった。

(3) 居宅生活訓練事業の実施

救護施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、自立した生活を送ることができるようにするため、標記事業が創設された。